

「関東郡代伊奈氏頌徳碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
川口〇二	なし	―	林鷲峰	―

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
―	一六七三・寛文一三	赤山	源長寺	

一．はじめに

本石碑は、関東郡代伊奈忠常が、曾祖父忠次にはじまる一族の功德をたたえるために建立したものの。伊奈忠治以降の伊奈家菩提寺である源長寺境内の伊奈家墓所内に立つ^{*1}。

題額はなく、正面上部に装飾が施されている。碑記は題目等含め、三十二行で一九二八字からなる^{*2}。また台座正面に亀の正面図のレリーフが刻まれている。これは亀（実は亀に似た鼈頭という生物）の形をした石碑の台座「亀趺」を模式的に描いたもの。金箱文雄「源長寺」は、この台座（基礎部分）は、石碑が移設された際に改築されたものという。県内の漢文碑としては、最初期のものに属する。川口市指定文化財。

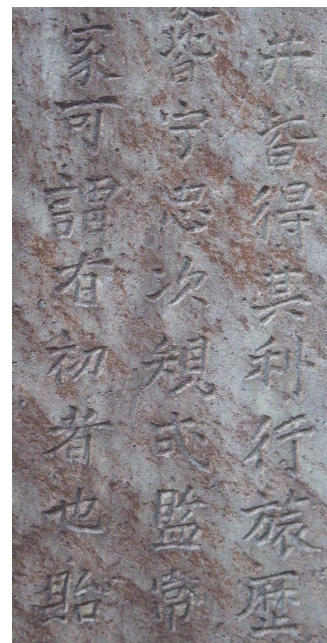
*1…もとは伊奈家の墓とともに本堂の脇にあったのが、昭和六十二年に本堂改築及び境内整備が行われた際に、今の位置に移された。

*2…渡辺刀水は、この石碑について、一九三六年段階のこととして「碑面漫漶して読むに困難である」としているが、現在、若干の欠損はあるが、十分視認できる状態である。

○写真1 石碑正面



○写真2 「碑記」部分



○写真3 上部の装飾

(伊奈家の家紋「左二つ巴」に
二頭の龍が向かい合う)



○写真4 亀趺のレリーフ



○写真5 源長寺の伊奈家墓所（右手に頌徳碑）



二 翻刻並に詠注

■翻刻

◎碑記

朝散大夫脩前權守伊奈氏碑銘

弘文学士院林之道甫 撰

夫辟草萊任土地者耕稼之便而民饗其利故李冰聞於蜀史起顯於魏鄭國增秦之富白公饒漢之渠共匡一時之功於竹帛者也伊奈忠次者李史之亞而鄭白之流乎其家譜謂清和源氏滿快之裔也滿快曾孫爲公住信州伊奈以邑爲氏世々歷々至忠基移參州居小島城奉仕□廣忠君忠基生忠家是忠次父也忠次初名熊藏少有大志奉拜

東照大神君經歷參遠駿之間勤省斂開墾之事竭富國撫民之力天正十八年豐臣閔白東征相州北條氏□神君使忠次監參遠駿三州水陸事殊論曰富士川奔流急迅宜方舟繫連爲假梁令士馬無沉溺之患忠次巡視經營竭力其功漸成既而閔白至參州吉田驛其從如雲時霖雨大風閔白進馬自若諸將皆雖欲其信宿畏閔白不能言忠次脆馬前啓曰風雨烈士卒勞暫停御轅於茲閔白叱曰留連經日則前途大堰富士川可容易得濟哉不如凌風雨而速往也汝以謂何忠次重啓曰如小軍則宜任台慮今四十萬騎之衆冒雨受風競濟大川必有流沒之禍若不幸有十人之溺則訛言以爲千百人此令敵得利增勢也況戰期未刻日則不如暫憩大駕休士卒殿下武威赫赫海內畏伏豈以數日之遲速可拘勝敗哉閔白曰善哉汝言也乃留滯吉田三日而雨晴風靜大軍進發無滯舟梁亦成大堰富士川不病涉也衆皆喜曰忠次一言令數十萬士得三日之息也累月北條氏殲矣□神君始管關左八州登時閔白以北條倉粟數十萬斛附□神君令忠次留與官吏計算之而□神君與閔白進向奧州忠次不日而及於途中□神君曰倉廩多員粟米億兆想可歷旬畢汝何速也忠次啓曰臣謂粟縱多不可減之縱寡亦不可增之故每倉使官吏與某相共封印而鄉邑田畷記其納稅之數然則彼此之不容私者明矣以是早辨事也若夫每倉點檢每斛商量則費許多日何益之有□神君聞而奇之閔白亦怪官吏之早至而問其故官吏以忠次之言對焉閔白大感曰我久識忠次有才量今般之所爲最知決斷絕倫未知我麾下有如此之人否彼若仕我則可昇萬石□神君欣然乃賜參州小嶋舊壘及武州小室鴻巢等一萬石而掌八州之貢稅補市川松戶房川三關之吏曾在常州時不軌之輩蜂起蟻同忠次急催部下之衆合圍悉誅之慶長五年□神君東討上杉景勝暫駐御馬於房川忠次奮然進曰願令微臣守此則雖數萬之寇競來不能濟利根川□神君可其言而許之忠次令長男忠政從□御駕而遣之既而天下一統賞累歲之勞叙從五位下號備前守其所掌如前忠次能聽民間之訟糾寇盜之奸勸稼穡之業正田疇之界浚溝洫厚牆壁芟莠草蒔苗種海畔煮鹽山麓熾炭栽桑麻楮漆察金銀銅鐵硫黃鹽硝之氣知土產藥艸之宜而有無交易各得其利巡檢八州尋水路之源量高低較廣狹溉田野種五穀至水溢出之地則壁岡陵通其流而注於海且按地利開墾田凡其所監撫百餘萬石積年之久貢稅倍蓰戶口豐賑舉世推以爲良吏□神君嘉其富國之功以其新墾十分之一賜忠次彰其殊恩所在郡邑無驛郵舟梁之滯往還人人皆喜平生誨黔首諭禁戒恤鰥寡施仁惠鄉黨皆懷之又兼補甲斐國吏能幹其事在州時有賊魁大藏氏多力聚其黨忠次早悟自往斬大藏逐其黨□神君詰曰此小豎也遣下吏而可也豈勞汝手刃哉然實嘆美其勇也乃名其刀稱大藏以傳于家又奉□鈞命按檢關左及甲州寺社舊貫計其宜寄租戶而後請□

官印以授焉至今皆守其式其詣□江府則常登宮預顧問蒙□徽音其所薦舉亦得其人及

台德公之治世忠次勤事如初眷遇殊深忠次少壯時家貧無儲迨其仕優不念昔日之窮乏故推賤民之苦施寬惠之政不妄殺人然有違法者行刑太嚴是以民雖倚賴無不畏憚焉其家屬亦多熟練民事者故雖爲陪從者或隨□上使發遣他方或召于□營中而辱□恩祿亦有之慶長十五年六月十三日忠次病卒於城下之家時年五十七號勝林院源長聞訃者皆惜之葬於鴻巣勝願寺側忠政繩武受萬石叙從五位下號筑後守元和元年夏奉從難波之役戍淀河積土囊斷長流一夕夢忠次帶甲胄揮陌刀諭忠政曰天下勝敗在此一舉敵放火箭則築具焚滅宜設其備防護勿懈忠政驚覺如其言既而築成功遂水運不通難波塹池乾涸且於鳴野堤接槍斬七人凡同隊所得首總三十級忠政弟忠治有父之風能竭地力掌閤左公廨爲邑吏之長多開新畝賜武州赤山七千石屢奉從

大猷公御獵場忠治有馭藝曾逐奔猪於□御前其馳驅進退得入□英覽有□命曰彼馭法如爬痒處快哉奇哉顧遇超群恩賚亦渥忠治有弟五人忠武有故避世忠公爲伊豆國吏忠雪列隊番士季弟二人早世忠治子曰忠克勤事如父好聽古道秉應元年奉

今大君之命新鑿武野七十餘里始通多麻川之水而城下比屋之井皆得其利行旅歷過之人各得其便也寛文四年兼補奥州伊達信夫兩郡監吏定憲條省賦役民蒙其惠忠克有二弟治詣爲常州縣吏忠臣列隊番士忠克子曰忠常相繼傳襲皆守忠次規式監常州治水開田而有功効忠常追憶曾祖之功勞欲建碑刻始末以遺於後世請詞於余詩曰靡不有初鮮克有終如忠次居分憂之任揚循良之名而創其基與其家可謂有初者也貽厥孫謀不隕聲問非克有終乎忠常追慕良有以也乃拋家牒叙其大槩系之以銘銘曰

司農之務 暗合古職 治水通路 正界分洫 爰溉爰灌 以種以植 産業利民 貢賦富國 撫下施政 奉上竭力 聽訟而決 執言以直 萬石之祿 五品有陟 傳子及孫 順受其則

寛文癸丑六月十三日

孝曾孫伊奈半十郎忠常立之

* 改行

・徳川将軍である「東照大神君」「台徳公」「大猷公」「今大君」の名の初出で改行し、将軍名が行頭に来るようにしている。

* 空格

・一字空格を□で示した。「神君」や、君主に関わる「御駕」「鈞命」「英覧」等の語の前に空格を置いている。

* 校勘

・「未」…「禾」と読めるが、意味の上から、諸書に従い「未」とした。

・「式」…「大」に点が打ってあるように読めるが、諸書に従い「式」とした。

*異体字等

○脩備。	○碑碑。	○缶垂。	○功功。	○流流。	○經經。
○遠遠。	○年年。	○宜宜。	○無無。	○沉沉。	○雖雖。
○騎騎。	○拘拘。	○殺發。	○算算。	○竒奇。	○凡凡。
○思恩。	○郵郵。	○兼兼。	○美美。	○忘忘。	○倚倚。
○號號。	○風風。	○哉哉。	○承承。	○規規。	○與與。
○槩概。	○直直。				

■訳注

●本文（いわゆる舊字体とし、一行毎に改行した）

朝散大夫備前權守伊奈氏碑銘

弘文學士院林之道甫撰

夫辟草萊任土地者、耕稼之便、而民饗其利。

故李冰聞於蜀、史起顯於魏、鄭國增秦之富、白公饒漢之渠。共垂一時之功於竹帛者也。

伊奈忠次者、李史之亞而鄭白之流乎。

其家譜謂、清和源氏滿快之裔也。

滿快曾孫爲公、住信州伊奈、以邑爲氏。

世々歷々、至忠基、移參州、居小島城。

奉仕廣忠君。

忠基、生忠家。是忠次父也。

忠次、初名熊藏。

少有大志。

奉拜東照大神君。

經歷參遠駿之間、勤省斂開墾之事、竭富國撫民之力。

天正十八年、豐臣關白東征相州北條氏。

神君使忠次監參遠駿三州水陸事。

殊諭曰、富士川奔流急迅。宜方舟繫連、爲假梁、令士馬無沈溺之患。

忠次巡視、經營竭力。其功漸成。

既而關白至參州吉田驛。其從如雲。

時霖雨大風、關白進馬自若。

諸將皆雖欲其信宿、畏關白不能言。

忠次脆馬前、啓曰、

風雨烈、士卒勞。暫停御轅於茲。

關白叱曰、

留連經日、則前途大堰富士川、可容易得濟哉。

不如凌風雨而速往也。

汝以謂何。

忠次重啓曰、

如小軍則宜任台慮。

今四十萬騎之衆、冒雨受風、競濟大川、必有流没之禍。

若不幸有十人之溺、則訛言以爲千百人。此令敵得利增勢也。

況戰期未刻日、則不如暫憩大駕、休士卒。殿下武威赫々、海內畏伏。

豈以數日之遲速、可拘勝敗哉。

關白曰、

善哉、汝言也。

乃留滯吉田三日。

而雨晴風靜、大軍進發無滯、舟梁亦成。

大堰富士川不病涉也。

衆皆喜曰、

忠次一言、令數十萬士得三日之息也。

累月、北條氏殲矣。

神君始管關左八州。

登時、關白以北條倉粟數十萬斛、附神君。

令忠次留、與官吏計算之。

而神君與關白、進向奥州。

忠次不日而及於途中。

神君曰、

倉廩多員、粟米億兆。

想可歷旬畢、汝何速也。

忠次啓白、

臣謂、粟縱多不可減之、縱寡亦不可增之。

故每倉使官吏與某相共封印、

而鄉邑田畷記其納稅之數。

然則彼此之不容私者明矣。

以是早辨事也。

若夫每倉點檢、每斛商量、則費許多日、何益之有。

神君聞而奇之。

關白亦怪官吏之早至、而問其故。

官吏以忠次之言、對焉。

關白大感曰、

我久識忠次有才量。今般之所爲、最知決斷絕倫。

未知我麾下有如此之人否。

彼若仕我、則可昇萬石。

神君欣然、乃賜參州小嶋舊壘及武州小室鴻巣等一萬石。

而掌八州之貢稅、補市川松戸房川三關之吏。

曾在常州時、不軌之輩蜂起蟻同。

忠次急催部下之衆、合圍悉誅之。

慶長五年、神君東討上杉景勝。暫駐御馬於房川。

忠次奮然進曰、願令微臣守此。則雖數萬之寇競來、不能濟利根川。神君可其言而許之。忠次令長男忠政從御駕而遣之。既而天下一統。賞累歲之勞、叙從五位下號備前守。其所掌如前。忠次能聽民間之訟、糾寇盜之奸、勸稼穡之業、正田疇之界。浚溝洫、厚牆壁。芟莠草、蒔苗種。海畔煮鹽、山麓熾炭。栽桑麻楮漆、察金銀銅鐵硫黃鹽硝之氣。知土產藥艸之宜、而有無交易各得其利。巡檢八州、尋水路之源、量高低、較廣狹。溉田野、種五穀。至水溢出之地、則壁岡陵、通其流、而注於海。且按地利、開墾田。凡其所監撫、百餘萬石。積年之久、貢稅倍從、戶口豐賑。舉世推以爲良吏。神君嘉其富國之功、以其新墾十分之一、賜忠次、彰其殊恩。所在郡邑、無驛郵舟梁之滯、往還人人、皆喜。平生誨黔首、諭禁戒、恤鰥寡、施仁惠。鄉黨皆懷之。又兼補甲斐國吏。能幹其事。在州時、有賊魁大藏氏。多力聚其黨。忠次早悟、自往斬大藏、逐其黨。神君詰曰、此小豎也。遣下吏而可也。豈勞汝手刃哉。然實嘆美其勇也。乃名其刀稱大藏、以傳于家。又奉鈞命、按檢關左及甲州寺社舊貫。計其宜、寄租戶、而後請官印、以授焉。至今皆守其式。其詣江府、則常登營、預顧問、蒙徽音。其所薦舉亦得其人。及台德公之治世、忠次勤事如初、眷遇殊深。忠次少壯時、家貧無儲。迨其仕優、不忘昔日之窮乏。故推賤民之苦、施寬惠之政、不妄殺人。

然有違法者、行刑太嚴。
是以民雖倚賴、無不畏憚焉。
其家屬亦多熟練民事者。

故雖爲陪從者、或隨上使發遣他方、或召于營中而辱恩祿、亦有之。
慶長十五年六月十三日、忠次病、卒於城下之家。
時年五十七、號勝林院源長。

聞訃者、皆惜之。

葬於鴻巢勝願寺側。

忠政繩武。受萬石、叙從五位下、號筑後守。

元和元年夏、奉從難波之役。

成淀河、積土囊、斷長流。

一夕夢、忠次帶甲冑、揮陌刀、諭忠政曰、

天下勝敗在此一舉。敵放火箭、則築具焚滅。

宜設其備。防護勿懈。

忠政驚覺、如其言。

既而築成功遂。

水運不通難波、塹池乾涸。

且於鳴野堤、接槍斬七人。

凡同隊所得首總三十級。

忠政弟忠治有父之風。

能竭地力、掌關左公廨。

爲邑吏之長、多開新畝、賜武州赤山七千石。

屢奉從大猷公御獵場。

忠治有馭藝。

曾逐奔猪於御前、其馳驅進退、得入英覽。

有命曰、

彼馭法如爬痒處、快哉奇哉。

顧遇超群。恩賚亦渥。

忠治有弟五人。

忠武有故避世。

忠公爲伊豆國吏。

忠雪列隊番士。

季弟二人早世。

忠治子曰忠克。

勤事如父、好聽古道。

承應元年、奉今大君之命、新鑿武野七十餘里、始通多麻川之水。

而城下比屋之井、皆得其利。

行旅歷過之人、各得其便也。

寬文四年兼補奧州伊達信夫兩郡監吏。

定憲條、省賦役、民蒙其惠。

忠克有二弟。

治詣爲常州縣吏。

忠臣列隊番士。

忠克子曰忠常。

相繼傳襲、皆守忠次規式。

監常州治水開田、而有功効。

忠常追憶曾祖之功勞、欲建碑刻始末、以遺於後世。

請詞於余。

詩曰、

靡不有初、鮮克有終。

如忠次、居分憂之任、揚循良之名。

而創其基、興其家。

可謂有初者也。

貽厥孫謀、不隕聲問。

非克有終乎。

忠常追慕良有以也。

乃據家牒、叙其大概。

系之以銘。

銘曰

司農之務、暗合古職。

治水通路、正界分洫。

爰溉爰灌、以種以植。

産業利民、貢賦富國。

撫下施政、奉上竭力。

聽訟而決、執言以直。

萬石之祿、五品有陟。

傳子及孫、順受其則。

寛文癸丑六月十三日、

孝曾孫伊奈半十郎忠常立之。

●訓詁

（訓詁以下では、本文が長文なので、大まかな内容ごとに節を設けた）

朝散大夫備前權守伊奈氏碑銘。

弘文學士院林之道甫撰。

《一》前書き

夫れ草萊を辟き土地に任ずる者は、耕稼を之れ便にして、民其の利を饗く。

故に李冰は蜀に聞こえ、史起は魏に顯れ、鄭國は秦の富を増し、白公は漢の渠を饒かにす。共に一時の功を竹帛に垂るる者なり。

伊奈忠次は、李史の亞ひにして鄭白の流か。

《二》伊奈家の系譜

其の家譜に謂ふ、

清和源氏滿快みつよしの裔なり。

滿快の曾孫爲公、信州伊奈に住み、邑を以て氏となす。

世々歴々、忠基に至り、參州に移り、小島城に居す。廣忠君に奉仕す。

忠基、忠家を生む。是れ忠次の父なり、と。

《三》伊奈忠次の事蹟

忠次、初めの名は熊藏。

少くして大志有り。

東照大神君を奉拜す。

參遠駿の間を経歴し、省斂開墾の事に勤め、富國撫民の力を竭す。

天正十八年、豐臣關白、東のかた相州の北條氏を征す。

神君、忠次をして參遠駿三州の水陸の事を監せしむ。

殊に論して曰く、

富士川は奔流急迅なり。宜しく舟を方あたべて繋連し、假梁となし、士馬をして沈溺の患ひなからしめよ、と。

忠次巡視し、經營力を竭くす。其の功漸く成る。

既にして關白、參州の吉田驛に至る。其の從雲の如し。

時に霖雨大風あるも、關白馬を進めて自若たり。

諸將皆な其の信宿するを欲すると雖も、關白を畏れて言ふ能わず。

忠次、馬前に跪き、啓して曰く、

風雨烈しく、士卒勞つかる。暫しばらく御轅ごえんを茲こゝに停めよ、と。

關白叱して曰く、

留連日を経れば、則ち前途の大堰富士川、容易に濟わたるを得べけんや。

風雨を凌ぎて速やかに往くにしかざるなり。

汝以て何をか謂はん、と。

忠次重ねて啓して曰く、

小軍のごときは則ち宜しく台慮に任すべし。

今、四十萬騎の衆、雨を冒をかして風を受け、競ひて大川を濟らば、必ず流没の禍有らん。

若し不幸にして十人の溺るる有らば、則ち訛言して以て千百人となさん。

此れ敵をして利を得て、勢ひを増さしむるなり。

況んや戰期、未だ日を刻さざれば、則ち暫く大駕を憩はせ、士卒を休ましむるにしかず。

殿下の武威は赫々として、海内、畏伏す。

豈に數日の遅速を以て、勝敗に拘かかはるべけんや、と。

關白曰く、

善きかな、汝の言や、と。

乃ち吉田に留滞すること三日なり。

而して雨晴れ風靜まり、大軍の進發するに滞ること無く、舟梁も亦た成る。

大堰富士川、渉るを病まざるなり。

衆皆な喜びて曰く、

忠次の一言、數十萬の士をして三日の息を得しむるなり、と。

累月にして、北條氏殲ぼさる。

神君、始めて關左八州を管す。

登時に、關白、北條の倉粟數十萬斛を以て、神君に附す。

忠次をして留め、官吏と之を計算せしむ。

而して神君は、關白と、進みて奥州へ向かふ。

忠次、日ならずして途中に及ぶ。

神君曰く、

倉廩、員多く、粟米は億兆なり。

旬を歴て畢はるべしと想ふに、汝何ぞ速きや、と。

忠次啓白すらく、

臣謂ふ、

粟は縦ひ多くとも之を減ずべからず、縦ひ寡くとも之を増すべからず、と。

故に倉毎に、官吏をして某と相ひ共に封印せしむ。

而して郷邑の田畠、其の納税の數を記す。

然れば則ち彼此の私を容れざること明かなり。

是を以て早く事を辨ずるなり。

若し夫れ倉毎に點檢し、斛毎に商量すれば、則ち許多の日を費やし、何の益か之れ有らんと。

神君聞きて之を奇とす。

關白も亦た官吏の早く至るを聞きて、其の故を問ふ。

官吏、忠次の言を以て、焉に對ふ。

關白、大いに感じて曰く、

我れ久しく忠次に才量有るを知る。今般のなす所は、最も決斷の絶倫なるを知る。

未だ知らず、我が麾下にかくのごときの人あるや否やを。

彼れ若し我れに仕へなば、則ち萬石に昇すべし、と。

神君欣然として、乃ち參州小嶋の舊壘及び武州小室鴻巣等一萬石を賜ふ。

而して八州の貢税を掌り、市川松戸房川三關の吏に補せらる。

曾て常州に在りし時、不軌の輩、蜂起蟻同す。

忠次、急に部下の衆を催し、合圍して悉く之を誅す。

慶長五年、神君東のかた上杉景勝を討つ。暫く御馬を房川に駐む。

忠次、奮然として進みて曰く、

願はくは微臣をして此を守らしめよ。則ち數萬の寇の競ひ來ると雖も、利根川を濟ること

能はざらん、と。

神君、其の言を可として之を許す。

忠次、長男忠政をして御駕に従はしめて之を遣る。

既にして天下一統す。

累歳の勞を賞して、從五位に叙せられ備前守と號す。

其の掌るところは前のごとし。

忠次、能く民間の訟へを聴き、寇盜の奸を糺し、稼穡の業を勸め、田疇の界を正しくす。

溝洫を浚ひ、牆壁を厚くす。

莠草を芟り、苗種を蒔く。

海畔には鹽を煮、山麓には炭を熾く。

桑麻楮漆を栽え、金銀銅鐵硫黃鹽硝の氣を察す。

土産藥艸の宜しきを知り、而して有無交易して各々其の利を得しむ。

八州を巡檢し、水路の源を尋ね、高低を量り、廣狹を較ぶ。

田野を溉し、五穀を種う。

水の溢出するの地に至りては、則ち岡陵を壁とし、其の流れを通じて、海に注がしむ。

且つ地の利を按じて、田を開墾す。

凡そ其の監撫するところ、百餘萬石なり。

積年の久しきに、貢税倍蓰し、戸口豐賑なり。

世を擧げて、推して以て良吏となす。

神君、其の國を富ますの功を嘉し、其の新たに墾するの十分の一を以て、忠次に賜ひ、其の殊恩を彰かにす。

所在の郡邑、驛郵舟梁の滯ること無く、往還の人人、皆な喜ぶ。

平生、黔首に誨へ、禁戒を諭し、鰥寡を恤み、仁惠を施す。

鄉黨、皆な之に懷く。

又た兼ねて甲斐國吏に補せられ、能く其の事を幹る。

州に在りし時、賊魁大藏氏なる有り。多力にして其の黨を聚む。

忠次早に悟り、自ら往きて大藏を斬り、其の黨を逐ふ。

神君詰りて曰く、

此れ小豎のみ。下吏を遣はして可なり。豈に汝の手刃を勞せんや、と。

然れども實は其の勇を嘆美するなり。

乃ち其の刀を名して大藏と稱し、以て家に傳へしむ。

又た鈞命を奉じ、關左及び甲州の神社の舊貫を按檢す。

其の宜しきを計り、租戸を寄せて、而して後に官印を請ひて、以て焉に授く。

今に至るまで皆な其の式を守る。

其の江府に詣るや、則ち常に營に登り、顧問に豫かり、徽音を蒙る。

其の薦擧するところも亦た其の人を得。

台徳公の治世に及ぶに、忠次の事に勤むること初めのごとく、眷遇殊に深し。

忠次、少壯の時、家貧にして儲へ無し。

其の仕優に迫るに、昔日の窮乏を忘れず。

故に賤民の苦を推し、寛惠の政を施し、妄りに人を殺さず。

然れども法に違ふ者有らば、刑を行ふこと太だ嚴なり。

是を以て、民は倚頼すと雖も、畏れ憚らざるは莫し。

其の家屬も亦た民事に熟練する者多し。

故に陪從をなす者と雖も、或ひは上に隨ひて他方に發遣せしめ、或ひは營中に召して恩祿を辱くすること、亦た之有り。

慶長十五年六月十三日、忠次、病み、城下の家に卒す。

時に年五十七、勝林院源長と號す。

訃を聞く者、皆な之を惜む。

鴻巣の勝願寺の側に葬らる。

《四》その後の伊奈一族

①伊奈忠政

忠政、武を纏ぐ。萬石を受け、從五位下に叙せられ、筑後守と號す。
元和元年夏、難波の役に奉從す。

淀河を成り、土囊を積み、長流を斷つ。

一夕夢む、忠次、甲冑を帶び、陌刀を揮ひ、忠政に諭して曰く、

天下の勝敗、此の一舉に在り。敵、火箭を放たば、則ち築具焚滅せん。

宜しく其の備へを設くべし。防護して懈る勿れ、と。

忠政驚き覺め、其の言のごとくす。

既にして築成り功遂ぐ。

水運難波に通ぜず、塹池乾涸たり。

且つ鳴野堤に於いて、槍を接して七人を斬る。

凡そ同隊の得るところの首は總て三十級なり。

②伊奈忠治

忠政の弟忠治、父の風有り。

能く地力を竭くし、關左の公廩を掌る。

邑吏の長となりては、多く新畝を開き、武州赤山七千石を賜る。

屢々大猷公の御獵場に奉從す。

忠治馭藝有り。

曾て奔猪を御前に逐い、其の馳驅進退、英覽に入るを得。

命有りて曰く、

彼の馭法は、痒處を爬くがごとし。快なるかな奇なるかな、と。

顧遇群を超ゆ。恩賚も亦た渥し。

③忠治の弟

忠治に弟五人有り。

忠武は故有りて世を避く。

忠公は伊豆國の吏となる。

忠雪は隊番士に列せらる。

季弟の二人は早世す。

④伊奈忠克

忠治の子を忠克と曰ふ。

事に勤むること父のごとし、好く古道を聽く。

承應元年、今の太君の命を奉じ、新たに武野七十餘里を鑿ち、始めて多麻川の水を通ず。

而して城下の比屋の井、皆な其の利を得。

行旅歴過の人、各々其の便を得るなり。

寛文四年、兼ねて奥州の伊達信夫兩郡の監吏に補せらる。

憲條を定め、賦役を省く。民其の惠を蒙る。

⑤忠克の弟

忠克に二弟有り。

治詣は常州縣の吏となる。

忠臣は隊番士に列せらる。

⑥伊奈忠常

忠克の子を忠常と曰ふ。

相繼ぎて傳襲し、皆な忠次の規式を守る。

常州の治水開田を監して、功效有り。

《五》建碑のこと

忠常、曾祖の功勞を追慕し、碑を建て始末を刻し、以て後世に遺さんと欲す。
詞を余に請ふ。

詩に曰はく、

初め有らざる靡^なきも、克く終り有ること鮮^{すくな}し、と。

忠次のごときは、分憂の任に居り、循良の名を揚ぐ。

而して其の基を創め、其の家を興す。

初め有る者と謂ふべし。

孫に謀を貽^{のこ}厥し、聲問を隕^おとさざらしむ。

克く終り有るに非ずや。

忠常の追慕するは良^{まこと}に以有るなり。

乃ち家牒に據り、其の大概を叙す。

《六》銘

之に系くるに銘を以てす。

銘に曰く、

司農の務め、暗に古職に合す。

水を治め路を通じ、界を正し沍^こを分く。

爰^{こゝ}に慨し爰に灌し、以て種え以て植う。

産業は民を利し、貢賦は國を富ます。

下を撫して政を施し、上を奉じて力を竭す。

訟を聽きて決し、言を執りて以て直^{なほ}くす。

萬石の禄、五品陟^{あが}有り。

子及び孫に傳へ、順ひて其の則を受く。

《七》記事

寛文癸丑六月十三日、

孝曾孫伊奈半十郎忠常、之を立つ。

●人物

○伊奈忠次 天文十九（一五五〇）年から慶長十五（一六一〇）年。幼名熊藏、通称半左衛門。伊奈忠家の嫡男。父が松平家を離れると、父とともに各地を流浪していたが、いち早く徳川家康に帰参した。関東郡代として様々な治績をあげた。拝領した小室丸山の地は、後に伊奈町となるが、町名は忠次に由来する。

○満快 源多田満快。生卒年不詳。平安中期の武将で、清和天皇の孫の源經基の五男。その子孫は武家として信濃国に土着し、信濃源氏となる。「伊奈家系譜略」（杉浦文書、「伊

奈氏一族の活躍」に「清和源氏多田満快之裔也、満快之曾孫爲住信州伊奈以邑爲氏」とある。ただし近年は、伊奈氏の出自について別の説が取られている。すなわち、清和源氏源義家支流の荒川易氏が信濃国伊奈郡を与えられ、その嫡子易次が伊奈郡熊蔵^{くまくら}の城主となる。その嫡子二代目易次は、叔父易正との家督争いに敗れ、三河に移り住んだ。その嫡子が忠基、とするものである（「伊奈氏一族の活躍」等）。

○伊奈忠基 忠次の祖父。伊奈家の継嗣で、三河に移り住み、小島城を拠点とする。松平広忠の配下で勢力を伸ばした。「伊奈家系譜略」に「満快之曾孫爲住信州伊奈以邑爲氏、世々歴々至忠基、移參州居小島城、奉仕廣忠公」とある。一説では（前項注）、伊奈氏の三河移住は、忠基の父の時とする。

○伊奈忠家 享祿元（一五二八）年から慶長十二（一六〇七）年。忠次の父。忠基の十一男。忠基の嫡男貞政の系統は、関ヶ原の戦いを契機とし、四代で断絶。十一男の忠家は、最初松平家に仕えていたが、三河一向一揆では一揆方に加担し松平家を離れる。その後流浪の身となり、各所を転々とする。小牧長久手の戦いでは井伊直政の隊に所属して功績をあげ、織田信雄に仕えた。しかし天正十八（一五九〇）年に信雄が改易となると、既に家康に帰参していた子の忠次を頼った。没年を慶長二年とする説もある（「伊奈家系譜略」）。

○伊奈忠政 天正十三（一五八五）年から元和四（一六一八）年。忠次の嫡男。父に従って家康のもとで奉行職として働く。慶長十五年、父忠次が没すると遺領を相続して関東郡代職を引き継ぐ。大坂冬の陣では外堀の埋め立てや長良川の堰き止めなど、土木事業で功績をあげた。また夏の陣では武勲もあげた。没後、所領家督は嫡男忠勝が嗣いだ、関東郡代職は、弟の忠治が継承した。忠勝系統は、小室（現伊奈町）を所領としたので「西伊奈」といい、忠治の系統は、彼の代で拝領した赤山（現川口市）を所領としたので「東伊奈」という。

○伊奈忠治 文祿元（一五九二）年から承応二（一六五三）年。忠次の次男。通称は半十郎。兄忠政が継いでいた関東郡代職を、その没後に継承した。父と兄に引き継ぎ、利根川東遷等の関八州の治水水利事業、新田開発事業などを展開した。常陸国一帯の築堤工事等を担当したことから、福岡堰に忠治を祀る伊奈神社が設けられ、頌徳碑が建てられている。その地は、のち伊奈町（現つくばみらい市）となるが、町名は忠治に由来する。

○伊奈忠武 慶安五（一六五二）年まで。忠次の三男。忠民とも（「伊奈家系譜略」）。体が弱かったからか、早くに出家。日誓源貞上人と号す。源長寺の事実上の開祖となり、のち鴻巣勝願寺住職を経て、鎌倉光明寺の住職となり、最後は京都知恩院大僧正で終わる。

○伊奈忠公 寛文五（一六六五）年まで。忠次の四男。兵蔵と称す。伊豆国吏を勤めた。

○伊奈忠雪 慶長九（一六〇四）年まで。忠次の五男。五左衛門と称す。書院番の番士をつとめた。

○伊奈忠克 元和三（一六一七）年から寛文五（一六六五）年まで。忠治の嫡子。通称は半左衛門。父の死後、関東郡代職と赤山城を継ぐ。玉川兄弟とともに玉川上水開設に関わり、葛西用水開発や新利根川開鑿など、関八州の開発に貢献した。

○伊奈治詣 万治二（一六五九）年まで。忠治の次男。半弥と称す。兄が赤山城を継いだ折りに、知行分与を得、千五百石を領し、常陸の国のある郷村の長官を勤めた。名を忠詣とするものもある（「伊奈家系譜略」）。

○伊奈忠臣 延宝（二二六七四）年まで。忠治の三男。五兵衛と称す。兄が赤山城を継い

だ折りに知行分与を得、千五百石を領し、書院番の番士に列せられた。

○伊奈忠常 慶安二（一六四九）年から延宝八（一六八〇）年。忠克の嫡子。半十郎と称す。父のあとを継いで、関東郡代職と赤山城を継承した。引き続き治水工事や新田開発に携わった。赤山陣屋に隣接する源長寺に伊奈家代々を称える頌徳碑（本碑）を建てた。

○林之道 林鷺峰。元和四（一六一八）年から延宝八（一六八〇）年。林羅山の三男。諱は春勝、怒。通称は又三郎、字は子和・之道、号は鷺峰等。京都出身だが、父とともに江戸へ出て幕府に仕えた。父の死後、明暦三（一六五七）年に林家を嗣ぐ。寛文三（一六六三）年に弘文学院学士号を与えられ、幕府の機密にあずかった。林家の私塾を幕府公認の学校（のちの昌平坂学問所）へ昇格させた。本碑文撰文は、五十五歳のとき。

○李冰 戦国秦の人。昭王（在位前三〇六～二五一）のとき、蜀の太守となって、岷江の治水事業を行った。特に都江堰という水利施設を作り、分流した水路は交通路となったが、水量に余裕があれば灌漑に用いることができた。水路の通る地方では、「あちらこちらで、渠（人工の溝）を設けて自分の農地に水を引いたので、渠の数は何万、何十万にほどになった」という。これにより、蜀は「沃野千里」と称される豊かな土地となった。「史記」河渠書・「漢書」溝洫志。

○史起 戦国魏の人。文侯（在位前四四五～三九六）のとき、西門豹が都の鄴の県令となり、水利事業で功績を挙げた（「史記」河渠書）。文侯の曾孫襄王（在位前三一九～二九六）が西門豹を褒めると、史起は西門豹の事業は不十分だとし、鄴の県令となって水利事業を完成させ、魏を豊かにした（「漢書」溝洫志）。

○鄭國 戦国韓の人。韓は、隣接する強国秦を疲弊させるため、水利技術者であった鄭國を秦に派遣し、広大な地域をカバ―する一大水利事業を進言させた。秦はその策を採用し事業にとりかかったが、やがてそれが韓の策略であることが判明した。鄭國を殺そうとする秦王に対し、鄭國は「渠を作るとは、秦の国力を削ぐもので、韓にとつての数年間の利益です。しかし渠が完成することは、秦にとつての万世にわたる利益となります」と述べた。秦王は鄭國を赦し、水利事業を継続させた。完成した水路は、痩せ地に汚泥の混ざった水を大量に流し込んで地味を肥やし、渭水盆地での収穫量は格段に上昇した。かくして秦は富強となり、ついには韓を含む諸侯を併合して天下を統一した。秦ではこの渠を鄭國渠と名づけた（「史記」河渠書・「漢書」溝洫志）。

○白公 鄭國渠は漢代になってからも使用されていたが、さらなる水利施設の建設の議が出されていた。しかし対費用面などから見送られていた。武帝の太始二（前九五）年に、趙大夫であった白公が新たな渠の開鑿を上奏し認められた。その施設は漢中の田地四千五百頃を灌漑する大規模なもので、白渠と名づけられた。その饒を得た人民は、褒め歌を作った。「鄭國在前、白公在後。……且溉且糞、長我禾麥。衣食京師、億萬之口（前には鄭國様がおられたが、後の今は白公様がおられる。……（白公様が開かれた渠により）一方で灌漑のための農業用水がもたらされ、一方で肥沃な土を運んできて、わたしの禾や麦を育成する。かくして都に衣食をもたらし、億万もの人々を養うのだ）」（「漢書」溝洫志）。

○廣忠 松平広忠。大永六（一五二六）年から天文十八（一五四九）年。幼名千代丸、諱が広忠、通称岡崎三郎。徳川家康の父。三河岡崎城主。隣国尾張織田家からの侵攻に苦しみ、嫡子の竹千代を織田家や今川家に人質として送らねばならなかった。

○東照大神君 徳川家康。天文十一（一五四三）年から元和二（一六一六）年。江戸幕府

初代將軍。徳川家の祖。没後、東照大権現の神号を贈られ、東照宮に祀られて神格化した。
○豊臣關白 豊臣秀吉。天文六（一五三七）年から慶長三（一五九八）年。木下藤吉郎として織田信長に仕え、武勲をあげて織田家宿老の一人となる。信長の死後、その後継者の立場を確立し、ついに天下を統一した。関白の職に補任され、天皇から豊臣の姓を賜った。
○台徳公 徳川秀忠。天正七（一五七九）年から寛永九（一六三二）年。徳川家康の三男にして、江戸幕府第二代將軍。戒名は台徳院殿興蓮社譽入西大居士。

○大猷公 徳川家光。慶長九（一六〇四）年から慶安四（一六五二）年。徳川秀忠の次男にして、江戸幕府第三代將軍。参勤交代の制や、外国とのやりとりを長崎に限定して幕府の管理下に置く、いわゆる「鎖国令」を定めるなど、幕府による統治の基礎を作った。諡は大猷院。

○今大君 碑文撰文の寛文三年の將軍は、徳川家綱。寛永十八（一六四二）年から延宝八（一六八〇）年。家光の長男にして、江戸幕府第四代將軍。

●補足注

○源長寺 石碑の建つ源長寺は浄土宗の寺院。三代郡代忠治が陣屋の赤山の地にあった古寺を再興して、伊奈家の菩提寺として創建。父忠次らの菩提寺である鴻巣の勝願寺から円誉不残を開山として迎えた。二代住職日誉源貞は忠次の三男の忠武。四代郡代忠克以降の墓は源長寺にある。五代郡代忠常が更に寺の整備をして頌徳碑を立てた。しかし、伊奈家が十二代忠尊ただかのときに郡代を罷免され改易となると、大旦那が没落した源長寺も寺勢を失い、寺領や檀家をほとんど失うに至った。渡辺刀水は昭和十年頃のこととして「（長源寺は）廃寺となつて今は僅かに庫裡を存するのみで、村の共同墓地になつてしまった。斯様の情けない有様であるから、忠克以下の墓なども明確にすることは出来ない。唯一つ幸のことは寛文十三年に伊奈忠常の建てた祖先の紀功碑が儼存している」と記す。そのすぐ後に二十四代住職となつた広誉定海は、源長寺の再興を期して寺域を墓園化し檀越を募り、次第に寺勢を盛り返した。そして昭和六十三年に至り、本堂庫裡の新築落成、境内の植栽整備を見、現在の源長寺の姿となつた。

*「さきたま文庫31 源長寺」(さきたま出版会)より転載。居並ぶ関係者の背後に、頌徳碑が墓群とともに立ち並んでいるのが確認できる。

●注

○朝散大夫 従五位下の唐名。

○甫 男子の敬称で字の後ろにつける。

《一》前書き

○草萊 荒地。



○任土地 任は、まかせる。あらかじめ「こう」と決めつけるのではなく、土地のありようや善し悪しに委ねること、その土地にふさわしい作物を選ぶことや、土質に見合った税率をかけることをいう。「周礼」地官載師・鄭司農注に「任地、謂任土地、以起税賦也（地に任せるとは、土地の肥瘦等を勘案して適切な賦税をかけること）」とある。また「商君書」算地に「凡世主之患、用兵者不量力、治草萊者不度地（いったい、世の君主にとつての憂うべき事は、軍隊を率いる将軍が彼我の戦力を量らないこと（そのために無理な戦いをしてしまい敗れる）であり、荒れ地を治めて開墾する農業担当者が、土地の善し悪しと民の力とを計らないこと（計らないで無理な開墾を進めて民を疲弊させたり、不相応な税金をかけたりすることになる）」とある。ここでは、土地のありようを勘案して水利事業を行うことをいう。

○耕稼 田畑を耕して穀物を植えること。

○竹帛 竹簡と絹布。漢代に紙が実用化する以前の、書写の素材。書物を言う。

○亞 同類。

《二》伊奈家の系譜

○其家譜 具体的には、「伊奈家系譜略」（杉浦文書、『伊奈氏一族の活躍』）が碑文の内容とかなり一致する。

○満快曾孫爲公住信州伊奈 「伊奈家系譜略」には「満快曾孫爲住信州伊奈」とあり「公」の字が無い。こうであれば「満快の曾孫、信州伊奈に住むをなす」と読め、「爲公」が名称ではなくなる。

○世々 代々。

○歴々 並んで列をなすさま。前句とあわせて、代々続いて、くらいの意味であろう。

○参州 三河。

○小島城 現愛知県西尾市小島。

○奉仕廣忠君 近年の研究では、広忠の父の松平清康の代から仕官していたとするものもある（本間清利『家康政権と伊奈忠次』）。

《三》伊奈忠次の事蹟

○忠次初名熊藏 熊藏は、伊奈氏が初めて城主となった伊奈郡の地名である。そこを追われた伊奈氏は、代々幼名を熊藏と名乗った。自らのルーツを忘れないためであろうか。

○少有大志 実際は、仕官の口を失った父忠家とともに、流浪の生活を続けたようである。

○奉拜東照大神君 奉拝は、熟語は無いが、謹んでお仕える。本間清利は、忠次が初めて家康に謁見したのは、天正十二（一五八四）年で、家臣として登用されたのは、同十四（一五八六）年。土木建築の才能を評価されたことと言う。

○経歴 あちこち巡り歩く。

○参遠駿 三河遠江駿河。家康の所領。

○省斂 収穫を巡視すること。次の句の開墾とともに、農業生産をしっかりと管理し、且つそれを向上させる事業。

○撫民 人民を撫で安んずること。

○天正十八年 西暦一五九〇年。

○相州 相模国。

○参遠駿三州 これら家康の領地は、秀吉の小田原攻めの途上にあり、諸将がこの地を

通過することになる。

○水陸事 水陸は水路と陸路。軍隊や輜重隊が通る街道の整備や、渡河のための船舶の用意など、行軍が滞りなく行われるための事業。食糧や宿泊地の手配なども含まれたであろう。

○富士川 甲斐と信濃の境の鋸岳を源とし、主に甲斐内を南下し、最後は駿河域に入つて、現富士市あたりで駿河湾に注ぐ。出羽の最上川、肥後の球磨川とあわせて日本三大急流とされる。中世は大名が渡船を管理し、江戸時代になっても、渡船が存在した。ただし、のちの秀吉の渡河をめぐる話は、三河の吉田駅でのことであり、富士川とは直接関係しない。南流して、東西交通を阻む河川群の代表として富士川が挙げられているのであろう。

○経営 計画を立てて事業を営む。

○既而 まもなく

○参州吉田驛 現愛知県豊橋市。渥美湾に注ぐ豊川沿いに位置する。

○其從 従軍する兵士。

○霖雨 長雨。

○自若 普段と変わらず動じるところがない。

○信宿 二泊する。

○啓 申し上げる。

○御輦 貴人の乗り物。転じて貴人そのものを指し、ここでは秀吉のこと。

○留連 留まる。

○大堰富士川 堰は水を堰き止める人工の施設。ここでは川の水ではなく、軍馬の進行を妨げるものとして堰の字を用いているのであろう。則ち富士川という大いなる障壁の意と解した。

○台慮 台は敬意を表す言葉。台顔は、尊顔。台慮で、あなた様のお考え。

○訛言 あやまった噂。

○戦期末刻日 戦期は、戦争の期間。刻日は、期日を定めること。この文で、このたびの戦は期日が決まっていない、つまり長期戦が予想されるということ。

○大駕 天子の乗り物、また天子そのもの。ここでは関白秀吉のこと。

○拘 制限されるの意だが、「拘勝敗」は、勝敗に影響するの意味だろう。

○病 苦しめられる、困難だと思う。

○累月 数ヶ月。

○殲 ほろぶ。

○關左 關東。

○八州 武蔵相模安房下総上総常陸下野上野。

○登時 即座に、すぐに。ここでは、北條氏を滅ぼすとすぐに。

○斛 量の単位。石に同じ。中国では百升（二十リットル）。日本では十斗（百八十リットル）。

○不日 ほんの短い時間、まもなく。

○途中 道の半ば、目的地へたどり着くまでの間。

○億兆 数が極めて多いさま。

○旬 十日間。

- 郷邑 同郷の意だが、ここでは地元の意と解した。具体的には北條氏の土地。
- 田畷 農業を司る役人。北條氏の米倉奉行。
- 納税之數 北條氏へ納めた税としての穀物の数値。
- 彼此 北條の米倉奉行の元にある徴税記録と、現在手元にある穀物の量。
- 私 私的な思惑、私意。
- 商量 計る。
- 許多 たくさん、あまた。
- 才量 才能と度量。
- 今般 今回、このたび。
- 麾下 麾下は大將の旗。大將の旗の下。転じて將軍の部下。
- 小室 今の伊奈町の中心部あたり。
- 鴻巣 今の鴻巣市。
- 市川 今の市川市。
- 松戸 今の松戸市。前項の市川とともに、武蔵と下総の国境にあたる。
- 房川 今の栗橋。武蔵と下総の国境になる利根川に面し、奥羽方面へ向かう日光街道の関所。橋は架けられず渡し船が行き来し、房川の渡しと呼ばれた。
- 不軌之輩 規則を逸脱した不逞の連中。「伊奈忠次の生涯」によれば、常陸の車丹波らが一揆を起こし、忠次に鎮圧されたという。ただし、同書によれば、それは慶長七年のことであり、後述する上杉攻めの後のことである。これが正しければ、碑文の記述の順番に前後があることになる。
- 蜂起 蜂の群れが急に飛ぶように、兵乱が一斉に起こること。
- 蟻同 蟻のように群がり集まる。
- 合圍 四方から取り囲む。
- 慶長五年 西暦一六〇〇年。家康の上杉攻めを契機として、東西の緊張が高まり、関ヶ原の戦いへと突入する。
- 奮然 奮い立つさま。
- 號備前守 本碑では、備前守を名乗るのは、叙勲と同じ頃としており、慶長五年のことと読めるが、最近の研究では、初めは駿河守と名乗っており、慶長四年八月ごろに備前守と名乗るようになったとされる（「伊奈忠次の生涯」）。
- 田疇 耕作地。
- 厚牆壁 牆壁は、ここでは堤防だろう。堤防の整備。
- 莠草 エノコログサ。稲に似ていてその成長妨げる害草。
- 楮 こうぞ。和紙の原料となる。
- 察 鉱物から立ち昇る「気」を観察察知して、そのありかを探ること。
- 鹽硝 ト消。鉱物由来の薬品の名。消化剤、また、動物の皮革を柔らかくするのに用いる。硫黄とともに鉱物由来の産物を代表させているのであろう。
- 有無交易 有り余るものを無いところへ互いに流通させる。
- 壁岡陵 壁は、壁として築く。岡陵も自然地形ではなく、堤防だろう。
- 注於海 直接的には利根川の東遷を指すか。
- 倍蓰 数倍、ないし五倍。

- 豊賑 熟語はないが、豊かに賑わう。増加すること。
- 恤 あわれむだが、金銭などの援助をして経済的に支援することを含む。
- 鰥寡 老いて連れ合いの無いもの。身寄りの無い老人。
- 仁恵 いつくしみと恵み。
- 甲斐國吏 甲斐国代官だろう。
- 多力 力が強い。
- 小豎 人を見下して言う語。小僧、こわっぱ。大人物でない小物。
- 下吏 位階官位の低い役人。
- 手刃 手ずから殺すこと。
- 以傳于家 家宝として伝えさせた。
- 鈞命 君主の命令。和語。
- 按檢 取り調べ検証する。
- 舊貫 昔からの習わし、古い制度慣習。ここでは寺社の由来や資格を調査したことをいうのだろう。
- 計其宜 それぞれの寺社の由来資格にふさわしいこと、つまり所領（石高）を計算する。
- 寄 与える。
- 租戸 小作人。小作人が耕す農地を表すのだろう。
- 官印 ここでは朱印状。
- 式 標準・資格。ここでは朱印状に記された石高。
- 江戸 江戸。
- 登營 営は、軍営。幕府の役所や本城に参上することだが、將軍の政務の場に赴くことだろう。
- 顧問 天子が臣下の意見を聞くこと。ここでは神君から請われて意見具申すること。
- 蒙徽音 徽は、よいこと。徽音は、よい評判。それを蒙るとは、お褒めにあずかることだろう。
- 眷遇 特別待遇で目をかけること。
- 仕優 熟語はないが、仕官して優遇されるようになって。
- 殺人 死刑にすることだろう。
- 倚頼 頼る。
- 民事 民政と同じ。
- 陪從 貴人に付き従う付き人。扈從者。
- 辱 恐縮してありがたく受けること。
- 恩祿 熟語はないが、恩寵と俸祿。
- 慶長十五年 西暦一六一〇年。
- 城下之家 江戸城下の自宅の屋敷。
- 時年五十七 「諸家系譜」には「年六十一」とあり、渡辺以下諸説はこちらを取る。
- 號勝林院源長 「伊奈家系譜略」には「諡勝林院殿前備州太守秀誉源長居士」とある。
- 鴻巣勝願寺 浄土宗知恩院末。
- 寺側 寺の墓地ということ。

《四》その後の伊奈一族

①伊奈忠政

- 繩武 武（歩、事蹟）を受け継ぐ。
- 元和元年 西暦一六一五年。
- 難波之役 大坂の戦役。ここでは大坂夏の陣。
- 陌刀 長刀。
- 一舉 ひとつの挙動。
- 水運不通 大坂城への武器や兵糧を運ぶ水運が断たれたこと。
- 塹池 塹は、城壁沿いに設けられた水堀。池も同義。
- 乾涸 干上がる。
- 鳴野堤 鳴野の戦いは、夏の陣前年の冬の陣における戦いのひとつ。大坂城東北の大和川南岸に鳴野村があり、あたりは湿地帯で鳴野堤くらいしか軍馬を展開させることがなかった。ここで豊臣方と徳川方が武力衝突した。徳川方の上杉景勝が勝利を収め、鳴野堤を占拠した。伊奈忠政が、どの隊に属して戦ったかは定かではない。なお「諸家系譜」には「忠政、元和元卯年大坂表夏御陣之節、於鳴野表合戦自身斬敵七人、従士共都而得首卅級」とある。

②伊奈忠治

- 父之風 忠次の内政官としての風格。
- 地力 土地が生物を生育する力。
- 公廩 役所。
- 邑吏之長 地方官の長。関東郡代のこと。
- 新畝 畝は耕作地。新田。
- 武州赤山七千石 今の川口市の赤山陣屋を本拠とした。
- 馭藝 熟語はないが、馬術。
- 馳驅 馬を速く走らせること。
- 英覽 叡覧の音通だろう。天子が御覧になること。ここでは將軍の御覧に入れた。
- 命 天子からの指事、帝王の指令だが、ここでは將軍のお言葉、くらいだろう。
- 爬痒處 隔靴搔痒ではないこと。かゆいところを搔くだが、行き届いていること。
- 顧遇 目をかけて手厚く遇すること、厚遇。
- 恩賚 天子が慈しみの心から、また臣下の功績をねぎらうために与える賜物。
- 渥 非常に手厚い。

③忠治の弟

- 避世 出家すること。
- 隊番士 隊番は、殿中に宿直勤番する番衆（交替勤務者）の組。隊番士は、番衆を指すだろう。渡辺は書院番とする。若年寄に属し、殿中の警護や將軍外出時の護衛、儀式の事務などにあたった。各組に、番頭、組頭が各一名、番士が五十名ついた。

④伊奈忠克

- 聽 聞いて学ぶのであろう。
- 古道 聖賢が理想とした生き方、だが、ここでは、祖父忠次の生き方や事蹟ではないか。
- 承應元年 西暦一六五二年。
- 新鑿武野七十餘里、始通多麻川之水 玉川上水の開鑿。羽村取水堰で多摩川から取水し、

武蔵野台地を東流して江戸へ導いたもの。のち野火止用水や千川上水など多くの分水が開鑿され、武蔵野の地の農業生産力の向上にも大いに寄与した。開鑿の経緯としては、承応元年に上水の開鑿が計画され、老中で川越藩主の松平信綱が工事の総奉行、伊奈忠治（その没後は忠克）が水道奉行をつとめ、庄右衛門・清右衛門兄弟（玉川兄弟）が工事を請負った。承応三年には工事が完成し、江戸市中への通水が行われた。

○比屋 軒並み、家々。

○行旅 行き来する旅人。

○歴過之人 通り過ぎる人。前句と併せて旅人だが、水路で物資の運搬をする商人や船人も含むだろう。

○寛文四年 西暦一六六四年。この年、米沢藩（三十万石）が半知（十五万石）召し上げとなり、その土地は幕領となった。

○監吏 郡レベルを監督する官吏であろう。

○憲條 熟語はないが、法令や制度だろう。

⑤忠克の弟

○縣吏 県は郡の下単位。郷か、広義の村であろう。

⑥忠常

○規式 熟語はないが、法則・きまり基準など。

○功効 業績。

《五》建碑のこと

○功勞 ものごとのために尽くした貢献。

○始末 始めから終わりまで、顛末。

○詩曰 「詩経」大雅・蕩に「靡不有初、鮮克有終（善事を行うことについて、誰でも始めることはあるが、終わりまでそれを全うさせることができるものは少ない）」とある。

○分憂之任 民と憂いを分かちあう任務。国司や郡主といった地方行政官。

○循良 法律を守って善良な官吏。

○謀 計画計略。ここでは教えやお手本だろう。

○聲問 手紙、たより。ここは聲聞（評判）の誤りであろう。

《六》銘

○銘 韻文の一種。碑文は事柄を客観的に記述する散文の「碑記」と、そのことを情緒的に韻文でうたう「銘」からなる。銘を伴わない碑文もある。

○司農 周代の官職。農業・食糧・財政を担当する。ここでは、文官のうち実際に地方を統治する地方行政官を指すだろう。

○暗合 自ずと意味内容が一致すること。

○古職 熟語は無いが、古い時代にも存した職務だろう。

○正界 境界線を正しいものにする。

○洫 用水路。

○直 直諫すること。

○五品 品は中国の官位。九品に分かれ、さらに各品に正・従がある。これを用いて日本の官位である「位」をあらわしたもの。忠次の、従五位の漢語的表現。

○陟 昇進。

○則 準則、モデル。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【碑銘の題目】

従五位下備前權守伊奈氏の碑銘。

【撰述者】

弘文学士院林之道殿の撰述。

《一》前書き

【大いなる水利事業の功績】

いったい荒れ地を切り開き、土地のありように従って水利事業を進めることは、耕作や播殖の便になるものであり、人民はそこから利益恩恵を受けるものである。

だから都江堰を作り蜀の地を沃野に変えた李冰の名は蜀の歴史書に書きとどめられ、魏の都鄴の周辺に水を引いてその地を豊かにした史起は魏の国でその名が有名になった。鄭国渠を作り関中の地味をあげて収穫量を倍増させた鄭国は、秦の国の富を増加させたのであり、漢の白公は新たな渠を開鑿して漢をさらに豊かにした。彼らはいずれもその水利事業に関する功績が書籍に記され、その名が末永く伝えられているものたちである。

伊奈忠次は、李冰や史起と同類のものであり、鄭国や白公の流れを引くものであろうか。

《二》伊奈家の系譜

【忠次の系譜】

伊奈家の系譜によれば、次の通り。

伊奈忠次は、清和源氏の流れを汲む源多田満快の末裔である。

満快の曾孫である為公が、信濃国伊奈に住み着き、邑名の伊奈を氏とした。

以後代々続いて、忠基の代になって、信濃から三河へ移り住み、小島城を居城とした。そして三河岡崎城主の松平広忠に仕えた。

忠基の子が忠家である。この忠家が、忠次の父親にあたる。

《三》伊奈忠次の事蹟

【少年期の忠次】

忠次、初めの名は熊藏と言った。

年若いころから、大きな志を抱いていた。

【東照大神君に仕え、内政官として精勤】

東照大神君徳川家康公にお仕えした。

三河遠江駿河の領内を経巡り、収穫を巡視したり、開墾を進めたりして、農業生産力の向上と管理の事業に勤め、国を富まし、人民を安んずることに力を尽くした。

【小田原攻め…東征軍交通路の整備】

天正十八年、関白秀吉は、東方へ、相模の北条氏征討の軍を興した。

神君は、忠次に、東征軍が通過する三河遠江駿河三国の街道の整備と、多くの河川を渡河するための船舶の準備を担当させた。

とりわけ重要課題として富士川渡河について論じて言った、

「富士川は奔流が激しく急である。舟を並べてつないで、仮の橋梁を作り、兵士軍馬が流され沈んでしまうことのないようにせよ」と。

忠次は拝聴し、自ら現地を経巡って視察し、計画を立てて事業を実施することに力を注いだ。かくして仮の橋梁がようやく完成した。

【小田原攻め…渡河延期のエピソード】

まもなく、関白は三河の吉田駅に到着した。従軍する軍勢は雲のような大軍であった。おりしも、長雨で川の流れは激しく、加えて大風が吹いていた。しかし、関白は何も気にせず馬を進めようとした。

諸将はみな、吉田で二三泊したいと考えていたが、関白を畏れて誰も何も言えないでいた。

すると忠次が関白の馬前に跪いて、申し上げて言った、

「風雨が烈しく、士卒も疲弊しています。御身をこの地にしばらく留めるのがよろしいかと」と。

関白は叱りつけて言った、

「こんなところで何日も留まって日を費やしていたら、急流の大河である障壁富士川など容易にわたることなどできはしないぞ。風雨をものともせず、速やかに渡河して進むのがよいのだ。おまえは、何を言うのか（的外れなことを言うのではない、の意）」と。すると忠次は重ねて申し上げた、

「小規模な軍隊の場合は、お上のお言葉の通りにするのがよろしいかと存じます。しかし、現在ここにいるのは、四十万にもおよぶ大軍であります。この大軍が大雨の中を無理して進み、大風を受けながら競い合って大河を渡河しようとするならば、流されて水没してしまう人馬が出ることは避けられないでしょう。仮に不幸にも十人の兵士が流されたならば、噂が昂じて、百人千人が流された、と言う話になってしまいます。このような噂が広まることは、敵の北條方を利するものであり、その勢いを盛んにさせてしまうものです。

まして、このたびの戦^{いくさ}は長期戦が予想されるものです。ここはひとつ、関白殿下にはご休息になり、士卒たちも休ませるのがよろしいかと存じます。

殿下の武力と威厳は、赫々光り輝く盛大なもので、国中が畏れひれ伏しています。いまここで数日ばかり急いだり遅れたりしたところで、勝敗に影響があるとは思えません」と。

関白は言った、

「まったくおまえの言う通りだ」と。

かくして吉田駅に三日間滞在することになった。

三日後には、雨もやんで晴れ、風も収まった。大軍も滞ることなく出発することができ、その間に渡河のための仮橋も完成していた。そこで、大河の富士川も問題なく渡ることができた。

人々は喜んで言った、

「忠次の一言が、数万の士卒に三日間呼吸するいとま（休息）をもたらしした」と。

そしてその数ヶ月後、北條氏は秀吉に攻め滅ぼされたのであった。

【北條氏が収蔵していた兵糧米の計量】

北條氏が滅ぼされると、神君が初めて関八州を管轄することになった。

すると関白は、すぐさま北條氏の保有していた兵糧米数十万石を神君に付託した。神君は忠次を小田原に留め、官吏とともに兵糧米の量を量らせることにした。そして自分は関白とともに、奥州遠征へと出かけた。

ところが、まもなく忠次が神君に追いついてきた。

神君は言った、

「米倉は多数あり、兵糧米も膨大な量があったはずだ。私は、計量するのには十日以上かかると思っていたのだが、君はなぜこのような短時間で計量を終えることができたのか」と。

忠次は申し上げた、

「私が考えますに、今兵糧米を計量したとして、その結果が多かろうが少なかりょうが、その量を増やしたり減らしたりできるものではない、と。そこで、それぞれの米倉を、担当の役人と私とで、封印してまいりました。そして旧北條方の米倉奉行に、兵糧米を納めさせたときの数値を書き出させました。そうすれば、米倉役人が書き出した数値と実際の兵糧米の量との間に私的な思惑が入る余地はなくなります。こういうわけで、早い時間で事処理することができたのです。

もしもわざわざ米倉ごとに点検し、一石ごと計量していったならば、あまたの日時を浪費したうえで、何の善いこともありません」と。

神君はこれを聞いて、めったにできない素晴らしい対応だ、とした。

関白も役人たちが予想よりも早く追いついてきたので、そのわけを問うた。

役人たちは、忠次が言ったことをそのまま関白に答えた。

関白は、大いに感じ入って言った、

「私は長い間、忠次に才能と度量があるのは分かっていた。だが、このたびの彼の行為は、その決断力が抜群に優れていることを示すものだ。私の部下にこれほどの人材がいるとは思えない。彼がもしも私に仕えるならば、一万石の所領取りに昇格させるのだが」と。

神君もとても喜んだ。そして三河の小島の旧領の安堵に加え、新たに武蔵の小室と鴻巣など、合計一万石の領地を忠次に賜与した。

【関八州の徴税官と関所の守備を担当】

そして忠次は、関八州の徴税官を担当し、加えて、市川松戸房川の三つの関所の管理官に補任された。

常陸に駐在していたとき、規則を逸脱した不逞の輩が、群がり集まって反乱を起こしたことがあった。忠次は、ただちに部下の手勢を率い、賊を包囲し、一人残らず誅殺したのだった。

【房川の守り】

慶長五年、神君は上杉景勝を討つため東征に出た。その途上、しばし武蔵国境の房川に馬を駐めた。

忠次は、奮い立って御前に進み出て言った、

「この微臣にこの関所の守備をお任せください。たとえ数万もの敵軍が競うようにしてやってきたとしても、この利根川の渡河は許しません」と。

神君はその申し出を「可」とし、忠次をここに残して関所を守備させた。

一方、忠次は、長男の忠政を扈從として神君に従わせるために派遣した。

【天下一統と叙勲】

まもなく、神君による天下統一が実現した。

忠次は、積年の功労を賞されて、従五位下に叙勲され、備前守と名乗ることとなった。その職掌は、これまで同様だった。

【関東郡代としての仕事】

忠次は、内政官として、訴訟ごとを裁き、奸悪な盗賊を取り締まり、農業を勧め、土地の境界争いを解決した。

水路を浚渫して水の通りをよくするとともに氾濫を防ぎ、堤防を厚く整備して洪水を防いだ。

害草を刈り除き、苗や種を蒔いた（農事に勤めた）。

海浜の地では塩を煮だたせ、山麓の地では炭を焼かせた（その土地にあった特産品を作らせた）。

桑や麻といった衣類のもとになる植物を植えさせ、紙の原料となる楮や塗料のもととなる漆を栽培させた。また金銀銅鉄といった金属類や、硫黄・ト消などの鉱物の発する「気」を観察察知して、鉱物を探し当て、その発掘利用に努めた。

それぞれの土地の特産物や菓草を把握し、それぞれを互いに流通させることで、だれもが利益を得られるようにした。

関八州を巡検し、水路はその源まで探り、河川の高さや広さを調査した。

そしてそれら整備された河川水路により、田畑を灌漑し、様々な穀物を栽培させた。

洪水が起こりがちな土地では、堤防を築いて水の流れをコントロールし、海に注ぐようにした（その結果、洪水が起こらなくなった）。

一方、土地の善し悪しをよく把握して、新たな耕作地を開墾した。

忠次が監督慰撫した土地は、百万石以上に及んだ。

その功績が長い年月蓄積し、ついには関八州の税收は数倍に増え、人口も賑わいを見せるようになった。

人々はこぞって、忠次を良吏と称した。

神君は、国を富ませた忠次の功績を評価し、新たに開墾した土地の十分の一を与えた。彼への特別の恩賞を明らかにしたのである。

【交通網の整備】

忠次が管轄するところでは、駅伝制度や郵便制度、船や港が整備され、流通が滞ることなく、往来する人々は皆喜んだ。

【人民への慈しみ】

いつも、人民を教化し、禁令戒律を教え諭し、身寄りの無い老人を支援し、慈しみをもって経済的な恩恵も施した。

そのため、郷里のひとびとは、だれもが忠次に懐き親しんだのである。

【甲斐国代官として盗賊を誅殺】

また、甲斐国代官を兼任し、よくその責務を果たした。

甲斐国に在任中、大蔵という盗賊がいた。力が強く、徒党を組んでいた。

忠次は早くもその存在を把握するや、自ら出張って大蔵を斬り、その徒党を駆逐した。

神君は忠次を詰^なって言った、

「こやつは小物にすぎない。小役人を派遣して対応させればよかったじゃないか。わざわざ代官自ら出張り、その手を煩わせて手討ちにすることはなかったのではないか」と。

しかし、その実、忠次の勇猛さを賛嘆していたのである。そこで忠次が使った刀剣に「大蔵」という名前を与え、家宝とさせたのである。

【寺社政策】

また君命を奉じて、関八州及び甲斐国の寺社の由来や資格を調べ、それぞれにふさわしい石高を計算して領地を与えた。そしてのちに朱印状を申請して、それぞれの寺社に付与した。寺社は今に至るまで、その朱印状記載の石高を守り継承している。

【江戸城での神君からの褒賞】

江戸へ出たときは、常に江戸城に登城して將軍の政務の場に加わった。神君から求められて意見具申し、それに対するお褒めの言葉を賜るのであった。

【登用した人材の確かさ】

忠次が推薦推挙した人物も、有能で確かな人ばかりであった。

【二代秀忠の恩寵】

二代將軍台徳公の御代になっても、忠次の忠勤は神君時代と同様であった。將軍からの特別の恩寵はとりわけ深いものがあった。

【寛恵かつ厳格な忠次の民政】

忠次は、若い頃は貧窮で、家に蓄えもなく、たいへんな苦勞を経験した。そして仕官して優遇されるようになって、昔の困苦窮乏時代のことを忘れなかった。

それゆえ、身分の低い貧民の苦勞をよく推し量り、寛大で恵み深い政治を施し、(道に外れた行いをしたからといって)むやみに罪人を死刑にすることはなかった。しかしその一方、法に違うものがあれば、甚だ厳格に刑罰を科した。それゆえ、人民は忠次を頼りにすると同時に、畏れ憚りもした。

【一族に受け継がれる忠次の民政】

忠次の一族のものにも、民政に熟練した者が多かった。

それゆえ一族のうち將軍の扈從となる者の中には、お上に随行して地方に派遣されるものや、將軍の政務の場に召され、かたじけなくも恩寵俸祿を賜るものもあった。

【忠次の逝去】

慶長十五年六月十三日、忠次は病に罹り、江戸城下の自宅屋敷で没した。享年五十七(六十一)であった。戒名を勝林院源長と号した。

忠次の訃報を聞いた者は、だれもがその死を惜しんだ。

鴻巣の勝願寺の墓地に葬られた。

《四》その後の伊奈一族

①伊奈忠政

忠次の長子の忠政が、父の事蹟を継承した。一万石を授けられ、従五位に叙せられて筑後守と名乗るのを許された。

【大坂夏の陣の功績―大坂城の水堀の無力化】

元和元年夏、大坂夏の陣に参戦した。

淀川の守備を担当したが、土囊を積んで、川の流れを遮断しようとした。

ある夜、夢を見た。

父の忠次が甲冑を身につけ、抜き身を揮いながら、忠政に諭して言う、「天下の勝敗は、今このたびの一举にかかっている。敵がもしも火矢を放ってきたならば、堤防建築のための資材は燃えつきてしまうだろう。その備えをしつかりとしておかなければならない。よく防御して決して怠ってはならぬぞ」と。

忠政ははっと驚き覚め、父の言葉の通りに、堤防建築を急ぎ、整えた。

まもなく堤防建築は完成し、淀川の水を遮断するという功績を成し遂げた。

大坂城への水運は断たれ、同時に水堀を干上がらせたのである。

【大坂冬の陣での功績―鳴野の戦いで首級を挙げる】

忠政は、遡ること一年前の大坂冬の陣では、鳴野堤での戦いにおいて、白兵戦を演じ、槍を揮って敵方七人を倒した。忠政隊全体で得た首級は合計三十に上った。

②伊奈忠治

【内務官としての功績】

忠政の弟の忠治は、父の内政官としての風格を受け継いでいた。

関東の役所を司り、土地の生産力を出し尽くさせる農業振興をはかった。

関東郡代としては、新田開発を数多く行い、その功績として武州赤山に七千石を賜った。

【馬術に秀でる】

しばしば、三代將軍家光公の狩猟のお供をした。

忠治は馬術に優れていた。かつて家光公の御前で、逃げ走る猪を追い回し、自在に馬をあやつっては、速く前に進み、また退くさまを、御覧いただく機会があった。

家光公は言った、

「彼の馬術のさまは、まるでかゆいところを搔くように、行き届いていて満足感を得られるものだ。爽快で、めったにないすばらしいものであるな」と。

忠治が厚遇されることは群を抜いており、その恩賜も非常に手厚いものがあった。

③忠治の弟

忠治には弟が五人いた。

忠武は、わけがあつて出家した。

忠公は、伊豆国の代官となった。

忠雪は、書院番の番士に任命された。

その下の二人の弟は、若死にした。

④伊奈忠克

忠治の長子を忠克と言った。

父同様関東郡代の仕事に励んだが、古人の生き方や事蹟について学ぶのを好んだ。

承応元年、今の將軍家綱公の命令を受け、武蔵野の地に七十里あまりの新渠を開鑿し、始めて多摩川の水を江戸へ引いた。そこで、江戸の家々はみな、その上水道の利益を得た。また行商人などの旅人や、物資の運搬を担う船人など、様々な人々に便宜を与えた。

寛文四年、新たに幕領となった奥州の伊達・信夫両郡の管理官を兼任した。法令制度を整え、民の賦役を省いた。民は忠克の恩恵を蒙ったのである。

⑤忠克の弟

忠克に二人の弟があった。

治詣は、常陸の国のある郷の長官に任官した。

忠臣は、書院番の番士に任命された。

⑥伊奈忠常

忠克の長子が忠常である。

忠常に至るまでの諸子は、先祖以来の関東郡代を伝え継承し、みな忠次の残した規範やきまりを遵守した。

忠常は、常陸国の治水と新田開発を担当し、業績をあげた。

《五》建碑のこと

【建碑の企てと碑文の依頼】

その伊奈忠常は、曾祖父忠次の功績貢献を追慕していた。そこで石碑を建てて、そこに事柄の顛末を記した文章を刻み込み、後世にまで残し伝えようと考えた。

そして私に、文章を書くよう依頼してきたのである。

【改めての伊奈忠次評】

孔子が編纂された聖典である「詩経」にこうある、

「善事を行うことについて、誰でも始めることはあるが、終わりまでそれを全うさせることができないものは少ない」と。

伊奈忠次殿は、民と憂いを分かち合う郡代という地方官の任にあたり、善良で優秀な循吏の名を揚げられた。そうして伊奈家の基礎を創られ、一家を興されたのである。

これこそ「始めを興した」ものと言えよう。

また子孫に手本を示され、一家の評判が落ちることのないようにはかれた。

これこそ「終わりを全うした」ものと言えないだろうか。

忠常君が曾祖父忠次を追慕するのも、誠にもっともなことである。

【碑文のまとめ】

そこで伊奈家に残る系譜等の資料に基づき、伊奈忠次並びに一族の概要をここに叙述した。

《六》銘

さらに銘文を記す。

銘に曰く、

地方行政官の職務は、遙か古代から存在した職務と一致するものである。

川を治めて水路を通し、土地の境界線を正しくして用水路を分かち引く。

灌漑を施して水を引き入れ、穀物を植えて（稔りをもたらす）。

興った産業は人民に利益をもたらし、納められた税金を国家を富裕にする。

下へ対しては民を撫育して政を施し、上へ対しては力を尽くして奉仕する。

下からの訴え事を聴いては取りさばき、お上に対しては直言して諫正した。

伊奈忠次殿は（こうした功績により）一万石の俸禄を賜り、従五位下に叙勲された。

その成果は子孫へ伝えられ、彼らも忠次をモデルとし、その業績を継承したのである。

《七》記事

寛文癸丑の歳六月十三日、
孝曾孫伊奈半十郎忠常がこの碑を立てた。

三、資料

(一)「新編武藏風土記稿」(文政十三(一八三〇)年)卷之百三十九足立郡之五

●赤山領

◎赤山あかやま附持添新田

赤山はすなはち赤山領の本郷にして、古は赤芝山と唱へ其頃は何れの村に屬せし地なるや詳ならず、伊奈筑後守忠政元和四年卒してより、其弟半十郎忠治關東郡代及び駿遠三の國々の御代官の命を蒙り、則赤山領七千石を賜はりて後、寛永六年の頃赤芝山及び新井宿安行村等の荒野を開き、陣屋を構へて赤芝山を略し、唱へて赤山といひしと云、按に末に出せし源長寺の傳に半十郎忠治元和四年赤山七千石を賜はり、陣屋を構へかの寺を建立せしと云、されば寛永六年より以前に陣屋など構へしも知るべからず、其後子孫右近將監忠尊まで關東郡代の職を相續して江戸に住し、ここには留守居の家人を置き、然るに右近將監の時寛政四年罪せられて職を召上られ、所領を收められしにより陣屋を破壊して御林となし、家人の屋敷地等は皆水陸の田となりて御料所に屬し、同十年檢地して全く高入なれり、然れども家人の屋敷に置ける稻荷の社地等は古きに依て除地なりしが、其後これも御勘定組頭金澤瀬兵衛命を傳へて年貢地となれり、今もた々赤山とのみ唱へて村とは唱へず、家數三十七、江戸よりの行程五里餘、東は領家・安行の二村に接し、南は慈林・浦寺・新井宿の三村に界ひ、西は石神村、北は赤芝新田なり、東西凡十町、南北は三町許、又陣屋蹟より西南の方新井宿の地を隔て當村の地あり、それを合せて南北六町に及ぶと云ふ天水を以て耕植すれば旱損あり、又持添新田二ヶ所の内一は陣屋跡より東に當り山王沼新田と云、元は村内山王社の御手洗池なりしが、寶曆五年伊奈半左衛門命を下し、池の半を開發し山王へ寄附せり、其餘は猶池にて則其新田の用水とす、一は又源長寺と唱へ新井宿の地を隔て々あり、此新田高四十七石餘の地にして、其内三十石は昔より源長寺へ伊奈が寄附せし地にて、十七石餘は承應元年新墾の地なり、これも寺領となりしが右近將監が知行上りし時、當寺には十一石餘の除地を賜はり、其餘は御料となれり、こ々には民家五軒住せり、

…寺院

○源長寺

「淨上宗、京都智恩院の末、周光山と號す、本尊彌陀を安す、相傳ふ當寺は伊奈半十郎忠治元和四年赤山領七千石を賜はりし頃、日譽源貞に託して古刹の廢せしを再興して寺となし、父備前守忠次及び己が母の法諡によりて、周光山源長寺と名づけしと云、されど日譽を開山とせず、鴻巣勝願寺二世不殘和尚を請待して開山とせり、此の僧は元和三年九月三日寂せり、又日譽源貞は則忠治が弟にして、俗姓を縫殿介忠武と號す、病によりて出家し當寺に住して後勝願寺に移轉し、又知恩院に住職し承應元年七月十九日寂せり、されば當寺初めは勝願寺の末なりしが、後今の如く知恩院の末となれり、元より忠治己が家の葬地に開きし寺なれば、寛永十三年三十石の寺領を寄附し、後又承應元年寺領の地に添ひし地を開發して附せしかば、總て寺領四十七石となれり、右近將監が知行上りし時、當寺へは改て十一石の除地を賜はり、其餘は皆御料所なり、」

・舊蹟

○陣屋跡

「村の東北の方にあり。前に辨せし如く寛永伊奈半十郎忠治が傳へしより、其後世々家人を置いて守らせしが、寛政四年没收せられし時に廢して、今は御林となれり、其構の内凡二萬四千坪廻りに堀を構へ土居を築き、北の方は沼を以て要害となし、其餘の三方に家人の住宅あり、南の方に鳩ヶ谷口と云門あり、是すなはち表門なりと云、其外東の方に安行・領家の二村へ行く道あり、又東北の方に越ヶ谷口と呼る道あり、北の方に石神口といへる門をも建て、是を總て四ツ門と唱へしとぞ、今はたゞ土居の跡残りしのみにて雜木生ひ茂れり、」

四・主な参考資料

①翻刻と訓訳

・「伊奈家頌徳碑文集」(「新井宿駅と地域まちづくり協議会」web site) 掲載)

②翻刻

・渡辺刀水「關東郡代伊奈熊藏忠次」『埼玉史談』八ノ二(一九三六)、『渡辺刀水集』四、一九八九) 所収)

・『いしぶみ―碑に刻まれた埼玉の土地改良』(一九八三)

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」(伊奈町、一九八七)

・金箱文雄『源長寺(さきたま文庫・三一)』(一九九一)

③本文

・「鷲峰文集」(二六八九序)(附訓点)(「近世儒家文集集成 第十二卷」ぺりかん社、一九九七)

・「事実文編」第一(六)(一九一〇)(附返り点)

④論文など

・渡辺刀水「關東郡代伊奈熊藏忠次」『埼玉史談』八ノ二(一九三六)、『渡辺刀水集』四、一九八九) 所収)

・金箱文雄『源長寺(さきたま文庫・三一)』(一九九一)

・本間 清利『家康政權と伊奈忠次』(叢文社、二〇〇一)

・伊奈町教育委員会『伊奈町史 別編 伊奈氏一族の活躍』(二〇〇八)

・伊奈町教育委員会『伊奈忠次の生涯…關東の水を治めて太平の世を築く』(二〇一九)

以上

二〇二五年六月 薄井俊二訳す